## (1) ユーロ・ダラー制度についての一考察

貨、主としてアメリカ・ドルによって表示されている銀シーは、銀行が位置している国の発行する通貨以外の通ユーロ・ダラー、ないしは、より広くユーロ・カレンその発展を続けている。

融制度の動揺にその時々に重要な役割りを演じながら、玄変動の連続のなかで、ユーロ・ダラー市場は、国際金と、国際金融制度の基盤を大きく動揺させる一連の大きと、国際金融制度の基盤を大きく動揺させる一連の大きと、国際金融制度の基盤を大きく動揺させる一連の大きと、国際金融制度の基盤を大きく動揺させる一連の大きと、国際金融制度の基盤を大きく動揺させる。

ユーロ・ダラー制度についての一考察

吉 野 昌 甫

行預金債務のヨーロッパにおける残高である。しかし、 現実には、日本やカナダの銀行がドル預金債務を受入れ のを果している。その他でも、ラテン・アメリカ・ドル りを果している。その他でも、ラテン・アメリカ・ドル あ。その意味では、ユーロ・ダラー、ないしはユーロ・ る。その意味では、ユーロ・ダラー、ないしはユーロ・ ないた銀行預金債務の国際的な制度の発生史的な、慣習された銀行預金債務の国際的な制度の発生史的な、 された銀行預金債務の国際的な制度の発生史的な、慣習 された銀行預金債務の国際的な制度の発生史的な、慣習 された銀行預金債務の国際的な制度の発生史的な、慣習 された銀行預金債務の国際的な制度の発生史的な、慣習 された銀行預金債務の国際的な制度の発生史的な、慣習 された銀行預金債務の国際的な制度の発生史的な、慣習 された銀行預金債務の国際的な制度の発生史的な、慣習 された銀行預金債務の国際的な制度の発生史的な、慣習

制度は、高度に専門的な国際金融仲介業務を実施するこしかし、ユーロ・ダラーないしはユーロ・カレンシー

る国際的な流動的資産残高には規模のメリット面での集的であり、効率性を発揮しうるように、そこで取扱われと、国際金融仲介業務を遂行する金融機関が相互に競争ととの関連で、専門的な管理機構の存在が必要であるこ

積効果が要求されること、大規模な国際流動的資産残高を保有する資産蓄積能力の点で、高水準の資産器積能力を限有する資産蓄積能力の点で、高水準の資産蓄積能力で表示された預金債務の国際的制度に限定して考えるので表示された預金債務の国際的制度に限定して考えるので表示された預金債務の国際的制度に限定して考えるので表示された預金債務の国際的制度に限定して考えるので表示された預金債務の国際的制度に限定して考えるので表示された預金債務の国際的制度に限定して考えるので表示された預金債務の国際的制度に限定して考えるの

その意味で、ユーロ・ダラー制度の検討にあたっては、することが肝心であろう。国際的に多大の関心を引いたのは、何故であるかを追求な成長と国際金融制度に対して与えた各種の影響の故に、ユーロー・ダラー制度を考える場合、この制度が急速

ユーロ・ダラー預金自体の定義だけでなく、ユーロ・ダ

預金債務の背景にある合衆国ドルがアメリカ以外の

ロッパ諸国の金融機関に預託され、再貸付けされ

いるか、がユーロ・ダラー問題にあっては重点的に問われと再貸付けによるユーロ・ダラー預金債務の性格や機能などがより一層重要なれと再貸付けによるユーロ・ダラー預金債務の積極的な受入れと再貸付けによるユーロ・ダラー預金債務の積極的な受入れとの課題となってくる。このような操作を果しての金融機関が、ユーロ・ダラー預金債務の性格や機能などがより一層重要ないるか、がユーロ・ダラー問題にあっては重点的に問わいるか、がユーロ・ダラー問題にあっては重点的に問わいるか、がユーロ・ダラー問題にあっては重点的に問わいるか、がユーロ・ダラー問題にあっては重点的に問わいるか、がユーロ・ダラー問題にあっては重点的に問わいるか、がユーロ・ダラー問題にあっては重点的に問わいるか、がユーロ・ダラー問題にあっては重点的に問わいるか、がユーロ・ダラー問題にあっては重点的に問わいるか、がカーロ・ダラーでは、どのような対象を表

にしたい。 ーロ・カレンシー制度の幾つかの問題点を検討すること以下、このような観点からユーロ・ダラーないしはユ れねばならない。

- (~) See, Fritz Machlup, The Eurodollar System and its Control, in Fritz Machlup, Armin Gutowski, Friedrich A. Lutz, et al., International Monetary Problems:
   A Conference Sponsored by American Enterprise Institute for Public Policy Research, Washington, D. C., 1972, p. 3.
- (\alpha) See, Leland B. Yeager, International Monetary Relations: Theory, History and Policy. New York, 1966, pp. 467—468.

て行く過程のなかで、これら金融機関が遂行する国際金

西

によって金融引締め政策が実施され、利率を制限していた。そのために、ア

アメリカの金融当局

その利子率が

一般

に上昇傾向を辿り、それに伴ってユーロ・ダラー預金利

Ó

上昇が発生し、

結果として、

その上限を規制されて

-

務の受入れと貸付けといった通常の金融仲介業務とは区 アメリ 業務に対して対外化された金融仲介業務の存在と発展が 際化を反映している。 いるといった意味で、金融仲介業務の対外化ないしは国 分された外国通貨預金債務の受入れと貸付けが併存して んであろうか。 利率に対しても、レギュレーションQによってその最高 取引きに対して異なった方法での規制が行なわれるとい とって何らかの利点を与えるものでなければならない。 あるためには、金融仲介業務の対外化が、その関係者に たことが、このような利点発生の第一にあげられる。 ュ 行政管轄地域の相違から同一の金融仲介業務といった 1 カの金融当局は、 u ・ダラー制度の存在を動機付けているものは ユ ーロ・ダラー制度は、 このように、 比較的最近まで大口の有期預金 通常の国内金融仲介 国民通貨預金債

有利な利率を求めてユーロ・ダラー預金へと移行する傾リカ国内の金融機関に預託されている大口預金は、より有期預金利率がより高水準に達するようになると、アメいるアメリカの有期預金利率に比べてユーロ・ダラーの

向があった。

このような利点は、

アメリカの大口有期預金利率の

る。 としてこの面での利点が存在しているということができた件の実施が可能であるユーロ・ダラー制度には、依然条件の実施が可能であるユーロ・ダラー制度には、依然をはの実施が、金融引締め時に限定されずに、大口の有期預金やコルに関する規制の最近における撤廃により消滅している

とに、利点を見出しうる立場にある。とに、利点を見出しうる立場にある。とに、アメリカ国内では要求払い預金の形態で一般に行なわれている。この点、要求払い預金の形態で一般に行なわれている。この点、要求払い預金の形態で一般に行なわれている。この点、要求払い預金の形態で一般に対している。この点、要求払い預金に対して預金さらに、アメリカ国内では要求払い預金に対して預金さらに、アメリカ国内では要求払い預金に対して預金

ユーロ・ダラーの借入れによって、アメリカの金融機(1)オスでリモー・ジュオーとご

を計ることが可能であった。

る場合、 吸収よりもより高い利子率でユーロ・ダラー預金の吸収 アメリカ金融機関の海外支店は、 支店を通じて導入することに利点を賦与していたので、 関がユーロ・ダラー借入れや預金を、主としてその海外 い期間があった。このような事実も、アメリカの金融機 !がその資金ポジションを改善し、貸出し余力を増強す その借入れに対して必要現金準備が要求されな アメリカ国内での預金

と同 いうことが指摘できる。 きに附随する費用をほとんど必要としないということが、 べき事柄として、貨幣が、 重要な動機付けを与えたといえるが、その場合、注意す 争的で、より自由なユーロ・ダラー制度に対する一つの 理的な広がりと組合せをもつ多数の行政管轄地域の分布 当然他のユー があるにしても、適用されうるものである。広範囲の地 取引きにおいて、輸送費、 ような動機付けにとって重要な背景をなしていると 1 の金融仲介業務に対する規制の差異の存在が、 П ・ダラー制度について妥当するこれらの事実は ロ・カレンシー制度に対して、程度の差異 地理的な隔りにも拘らず、 その他の遠隔地間での取引 そ 競

ができる。

Ļ 違して、ユーロ・ダラー制度にはそれを全体として規制 よって実施されている。そして、 国際金融中心地間を相互に連結する電話とテレックスに 事実、 ユーロ・ダラー業務は、 管理する中央金融当局は存在しないのである。 ユ ーロ・ダラーに関しての国際金融仲介業務は 国内金融仲介業務と相

率で貸出しを実施して、なお一定の利鞘を確保すること 利率で預金を吸収し、 グに参加する金融機関は、 コストの節約が可能である。 しても、 関連するものであるから、 その運用にしても、 他方国内貸出し利率よりも低い利 ユーロ・ダラー預金の吸収に 国内預金利率よりもより高い 卸売り的な大口資金取引きに その点、ユーロ・バンキン 国内金融仲介業務に比べて

共に、 する金融機関の収益能力に影響を与えるだけでなく、 ユーロ・ダラー 容を拡大することに強い意欲を示す傾向がある。 機関は、 金融機関の所在する国の資金量や配分を変化すると考 そこに、国際金融仲介業務において競争指向的な金融 海外支店などの形態でユーロ・バンキングに参加 積極的にユーロ・バンキングに参加し、 預金の吸収は、 その資金量規模の拡大と その業 しかも

は、多国籍企業と金融取引き関係にある各国の主要な金 は上昇する傾向が強まってくる。このような傾向の強化 要先進諸国の多国籍企業のユーロ・ダラー制度の利用度 度の資金規模が相対的に重要度を増大するにつれて、 また、国民的な資金総量に比べて、ユ ーロ・ダラー

主 制 えられる。

施してきている意味で、これらの専門機構の活用を計ら って、施設、設備および専門スタッフへの資金投下を実 高め、その業務を拡大させる傾向にあると考えられる。 ねばならなくなるので、 これら金融機関は、ユーロ・バンキングへの参加によ ユーロ・ダラー業務への依存を

業務の一層の活用を必要なものとするであろう。

融機関のユーロ・バンキングへの参加やユーロ・ダラー

り手、それぞれのリスクが相対的に大きいといえる。 為替相場変動のリスクや地理的な隔りに伴う貸し手、 て行く各種の仕組みや工夫が盛込まれ、それの制度的な 国際金融仲介業務には、 ロ・ダラー 制度には、 国内金融仲介業務に比較して、 これらのリスクをカバーし 借

持続や発展の動機付けとなっている側面がある。

1

メリカから地理的に遠距離にある国々のドル資金の

から、 とになる。 要者に対して、 ーロ・ダラー制度の利用を通じて合衆国ドルの借入れ需 行政管轄地域の外部にある金融機関により発行され、ユ(6) 代位の役割りを果すユーロ・ダラーが、アメリカの法的 て、国際通貨としての利用度の高い合衆国ドルの機能 需要者は、一般にアメリカの金融機関との接触に乏しい 合衆国ドルの借入れ機会に恵まれない。 実質的にその利用の機会が与えられるこ したがっ

を ョ る。 衆国ドルのヨーロッパの借り手に対する貸出しのリスク そして、このようなユーロ・ダラー制度の活用は、 ーロッパの金融機関に負担させることを意味してい

合

手 非金融機関部門に属する最終的貸し手と最終的借り手と 替相場変動リスクや遠隔地間での貸し手のリスク、 0) 連鎖が介在する傾向が強い。このような中間の金融仲介 の間に金融仲介機能を果す長い金融機関の貸借取引きの 連鎖における多数の金融機関の介在は、ユーロ・ダラ 業務に伴う利益の分け前への参与の見返りとして、 ユ のリスクの分散的な負担の役割りを迅速に果す仕組み I п • ダラー業務に関連する国際金融仲介業務には

であるといえる。

融仲介参加者のニーズに対する適応化を可能にするよう 融仲介業務の効率化を達成することを意図した専門化、 な工夫を盛込んでいる。 金融仲介業務の迅速な実現のための債権および債務の金 金融機関の組合せを実施可能にすることにより、国際金 の分散的な負担だけでなく、多様な専門的機構を備えた 連鎖は、単に地理的な隔りに伴う金融取引きのリスク さらに、このような多数金融機関の中間的な金融仲介

とになる。 仲介業務に関する専門的な能力の修得、 業界の連帯関係への参加を許されると同時に、国際金融 辺業務の知識、技術の獲得、 融仲介業務のリスクの分散的な負担によって、 いかも、このような連鎖への参加金融機関は、 開発の機会を与えられるこ 向上や新しい周 国際金融 国際金

度の適応過程がもたらした新しい潜在的な利潤機会の発 生とその開拓であるということができるであろう。 生してきた金融の国際化への要請に対する現実の金融制 動機付けは、経済の国際化の急速な進行の結果として発 このようにみてくると、ユーロ・ダラー制度の存在の

> (σ) See, Max Iklé, The Euro-currency Market in Policy in the Seventies: Essays in Honour of Reinhard bility, Multilateralism, and Freedom, World Economic Kamitz, Wien and New York, 1972, p. 119. Monetary Crisis, in Wolfgang Schmitz (ed.), Converti-

(4) See, Robert Z. Aliber, The International Monetary Game, New York, 1973, p. 96.

(5) R·Z・アリバー (Robert Z. Aliber) によると、ユ 平均的な預金額は、はるかに大きい、とされている。(See ーロ・ダラー預金の最低額の大きさは五万ドルであるが、 Robert Z. Aliber, op. cit., p. 101.)

6 See, Robert Z. Aliber, op. cit., p. 98.

(~) See, Leland B. Yeager, op. cit., pp. 468-469.

Ξ

ドル預金残高の保有者が存在して、そのドル預金残高を、 カ国内の金融機関に預託するか、ユーロ・バンクに預託 費用の低廉さ、高い預金利率を比較、検討して、アメリ 安全性、流動性、 しないが、ドル預金債権のままで保有を希望する合衆国 カの財貨、サービスおよび有価証券の購入のために支出 合衆国ドルが国際通貨である以上、それを当面アメリ 便宜性、市場での需給調整能力、取引

ばならない。

10・ダラー

だけでは、

٦. 1

ロ・ダラー預金債務残高の増大には充分

わ

ねばならない。

大せねばならないことは、当然である。

しかし、それ

バンクの保有する合衆国ドル預金残高の保有額が

預金債務残高が増大するためには、

ュ

機関以上にこのようなドル預金残高の希望に高い信頼性 金残高の総額が変動するわけではない。ただ、合衆国ド 預金債務が増大しても、一般的にいって、合衆国ドル預 ンクに預託された合衆国ドル預金残高であるという意味 と有利な機会提供をもって応えるために出現してきたド るシェアが変動する可能性があるということが注意され 金債権が保有されている。その点では、ユーロ・ダラー .預金債務がユーロ・ダラー預金債務に他ならない。 メリカ国内の金融機関の預金債務残高の総残高に占め 「大したこととユーロ・バンクの保有額の増大に伴って 預金残高の保有額のうち、ユーロ・バンクの保有額が したがって、 ユーロ・バンクの資産にはアメリカの金融機関の預 ュ 1 ロ・ダラー預金債務は、ユーロ・バ

> 保有額を増大する場合、 ではない。 というのは、 ュ ヿ 1.7 • ユーロ・ダラー預金債務残高の バンクが合衆国ドル預金残高

するかを選択している、ということが想定される。

これに対して、ユーロ・バンクがアメリカ国内の金融

である。 増大を結果として生ぜしめないケースが考えられるから 方の中央銀行を含めた公的金融機関は、 がアメリカの金融機関へ預金していたドル準備を自国の い。たとえば、ユーロ・バンクが所在する国の金融当局 する場合には、 ユーロ・バンクに売却するケースが考えられる。ここで、 第一に、ユーロ・バンクが合衆国ドル預金残高を購入 ーロ・バンクのなかには、 \_ ーロ・ダラー預金債務残高は増大しな ヨーロッパ内および外部双 入っていないと

ドル 備の減少が発生し、 ダラー債務残高が増大するどころではなく、逆に現金準 が なるが、その購入には現金準備を金融当局に支払うこと 必要であるから、ユーロ・バンクにとって、ユーロ・ ユーロ・バンクは、自国の金融当局が売却した合衆国 預金残高をその資産の一部分として保有することに その資金ポジションは悪化するとい

いうことが指摘されねばならない。

ユ

では、 衆国ドル預金残高を貸出すことによって、 いことにする。 預金債務残高を増大させることは可能であるが、ここ **もちろん、** このような第二次的な過程展開の可能性は問わな この ٦, 1 Ħ バンクが手持ちの増大した合 ユーロ・ダラ

ある。 国通貨表示の預金債務、 預金残高の保有が等価額だけ増大したということである。 国の有価証券の保有高が減少して、代りに、合衆国ドル 金残高を購入するケースが考えられる。 表示のものであるとを問わず、増大しないことは明白で するケースを考えよう。この場合には、 の預金債務残高は、自国通貨表示のものであると、ドル 券を合衆国ドル預金残高と引替えに産油国の企業に売却 さらに、 次に、 発生したのは、ユーロ・バンクの資産のうちい ユーロ・バンクが手持ちしている自国の有価証 ユーロ・バンクが自己の預金債務、つまり自 の増大によって、 ユーロ・バンク 合衆国ドル預 自

化させたことになる。

貨表示での預金債務残高の増大がそれぞれ発生するが、 預金残高の保有額の増大が、 この場合には、 Ħ ダラー 預金債務残高は増大しない。 ユーロ・バンクの資産として合衆国ド また負債としては自国通 ユーロ・バ

> 残高の増大が発生し、それだけユーロ・バンクは、 国ドル残高の保有額増大によって、資金ポジションを悪 高に対してユーロ・バンクの自国通貨表示での預金債務 る ロ・バンクの自国通貨表示での預金債務残高の増大とな 債務残高の増大になるか、 て購入した当該ユーロ・バンクの自国通貨表示での預え 5 ンクにとって、 か、といった問題は残るにしても、 合衆国ドル預金残高を自己の預金債務の増大によっ 現金準備残高が与えられているとするな それが払出されて他のユー 一定の現金準備残 合衆

権残高の増大をきたし、それだけ為替相場変動のリ は、 債権残高の減少を実施していないので、 いないし、また資産項目で相殺的な合衆国ドル表示での には合衆国ドル表示での預金債務残高の増大を行なって を増大させたのに、 ダラー預金債務残高を増大させていない。その結果とし て、ユーロ・バンクは、 合衆国ドル預金残高を増大させたのに対して、 いままで例示してきたケースでは、ユーロ・バンクは、 その貸借対照表のうちで合衆国ドル表示での正 他の事情を一定とすれば、 資産項目に合衆国ドル預金残高 ユーロ・バンク ے ا ا 負債項目 スク

ダラー預金債務残高の増大はみられない。

このような事実は、ユーロ・ダラー預金の問題を考えを国ドル預金残高保有額の増大部分だけ減退することになるから、ユーロ・バンクが所在する国の金融事情は逼なるから、ユーロ・バンクが所在する国の金融事情は逼かるから、ユーロ・バンクが所在する国の金融事情は逼外国為替相揚は、下落する傾向にあるであろう。

の合衆国ドル預金残高の保有額は増大するが、ユーロ・衆国ドル預金残高を増大する場合には、ユーロ・バンク第二に、ユーロ・バンクがドルの借入れによって、合るとき、注目されねばならないものであるといえよう。

ドル貸出しの供給を行なったとは考えず、一定の貨幣性の借入れとユーロ・ダラー預金債務に対しては、それを保有すが、ユーロ・ダラー預金債務に対しては、それを保有する個人や非金融機関部門の企業は、ユーロ・バンクが受入れたドルこのケースにおいて、ユーロ・バンクが受入れたドルこのケースにおいて、ユーロ・バンクが受入れたドル

にさらされる度合いを高めることになる。

概してこれらのケースにあっては、ユーロ・バ

国資金へのそれの転換による運用といった今後の事態の国資金へのそれの転換による運用といった今後の事態のは大による合衆国ドル預金残高保有額の増大は、ドル債務とは相互にカバーし合っているので、ドル衛心要額と合衆国ドル預金残高の増大が果す現金準備必要額と合衆国ドル預金残高の増大が果す現金準備残といった複雑な問題を一応無視して、両高補充額の相殺といった複雑な問題を一応無視して、両高補充額の相殺といった複雑な問題を一応無視して、両高補充額の相殺といった複雑な問題を一応無視して、両高補充額の相殺といった複雑な問題を一応無視して、両高補充額の相殺といった複雑な問題を一応無視して、両高神充による運用といった今後の事態のしかし、ユーロ・バンクにとって、ドル借入れ残高のしかし、ユーロ・バンクにとって、ドル借入れ残高のしかし、ユーロ・バンクにとって、ドル借入れ残高の

金残高に対する非金融機関部門での需要の増大があると衆国ドル預金残高の保有額を増大するユーロ・ダラー預でのユーロ・バンク預金債務残高の増大の見返りに、合このようにみてくると、ユーロ・バンクは、ドル表示

推移にかかってくるだろう。

ダラー預金債務の発行増大に結び付けることができる。き、その合衆国ドル預金残高の保有額の増大をユーロ

- $(\infty)$  Fritz Machlup, Armin Gutowski, Friedrich A. Lutz et al., op. cit., pp. 4—7.
- (๑) Fritz Machlup, Euro-Dollar Creation: A Mystery Story, Banca Nazionale Del Lavoro, Quarterly Review September 1970, pp. 224—225.

適切であろう。

## 四

討することにしよう。造によるユーロ・ダラー預金債務残高の増大の問題を検発生した状態を仮定して、次にユーロ・バンクの信用創預金の預託によるユーロ・ダラー預金債務残高の増大が最終的な貸し手によるユーロ・バンクへの合衆国ドル

で累増されるユーロ・ダラー預金残高の増大は、債権、とって重要な役割りが存在するが、この長い連鎖の過程いの連鎖には、前述したように、ユーロ・ダラー制度にいの連鎖には、前述したように、ユーロ・ダラー制度に関部門の最終的な借り手に辿りつくまでの中間の金融仲関部門の最終的な借り手に辿りつくまでの中間の金融仲関部門の最終的な借り手に辿りつくまでの中間の金融機

一預金残高の増大は、正味の増大として見なさないのがに考えられないし、ユーロ・バンクでのユーロ・ダララー預金の預け合いは、貨幣残高への需要というよりはまえられないし、ユーロ・バンク相互間のユーロ・ダはの点で、このようなインター・バンク相互間のユーロ・ダはの点で、このようなインター・バンク相互間のユーロ・ダーでは表表の表表のである。

行なうことによって貸出したとしよう。融機関部門の企業に対してユーロ・ダラー預金の創出をを基盤にして、必要な現金準備高を差引いた金額を非金ューロ・バンクが入手した合衆国ドル預金残高の増大

なしに、ユーロ・ダラー預金債務残高の増大として存続初ユーロ・ダラー預金を創出したユーロ・バンクに還流の金額の受領者がユーロ・バンクに流入するか、にかかわりるとしてそれを預託するならば、支払われた金額は、当このユーロ・ダラー預金が企業によって支出された時、このユーロ・ダラー預金が企業によって支出された時、

出の過程によって変動されず、一定に維持されると考え合衆国ドル預金残高は、概してユーロ・ダラー預金創

することになる。

預金する場合には、

ユーロ・バンクのユーロ・

ダラー預

際経済に利用可能なドル預金残高は増大したことになる。 たユーロ・ダラー預金残高の増大との合計金額だけ、 ユーロ・ダラー預金は、 T 出され、その受領者は、 |関に預金する可能性が大きい。 かなり高い比重を占めているので、 パ支店やその子会社がユーロ・ダラー預金残高に対し の受取り金を預金しない場合が発生するかもしれない。 L かし、 ロ・バンクのうちには、 L 受領者が受取り金をアメリカ国 ユーロ・ダラーの受領者がユーロ・バンクに アメリカ金融機関のヨーロ そこで創出された |内の金融機関に 国

ダラー預金で保有する可能性があっ

受取り金をアメリカ国内の金融 アメリカ国内に持込まれて、支

融機関 金債務がその金額だけ引出されて消滅し、 の されて減少することになる。当然、 のうちから合衆国ドル預金残高の保有額が同額だけ引 預金残高が増加し、 の預金債務のうち、ユーロ・ダラー受領者のそれ \_ 1 口 ・ バ ンクの預金残高が減 アメリカ国内の金 同時に資産項

するというシェアの移行が発生する。

IJ

利率が高水準に上昇すると、 ij 関に預託する能力をもっている場合には、 ユ れ あ 定の上限が規定されていたため、 をアメリカ国内ではなく、 9 カの有期預金利率に対してレギュレーションΩにより 7 ーロ・ダラー預金のそれが × その利鞘を追って、 ŋ カのユーロ・ダラー受領者が大口預金を金融機 -1. アメリカ国内の預金利率を ユーロ・バンクのユー 1 かなりの程度上回ることが . П ユーロ・ダラー預金 ダラー受領者は、そ 最近までアメ п •

ダラー

預金残高とユ

ダラー貸出しにより創出され

られるから、

ユ Ì u ・ バ

ンクが最初に増大したユー

合衆国ドル預金の保有も、 ることができよう。 動 っての利子裁定的な国際間での資金移動は、 きたさないという意味で、 ルの外国為替相場変動のリスクに関する限り、差異を のリスクをカバーする必要がないということを指摘す かも、 アメリカのユー 大口預金利率のギャップを追 Э. ロ・ダラー受領者にとっては 1 ロ・ダラー預金の保有も 為替相場変

ے の規定を廃止する預金利率の自由化措置がとられたので、 カの のような上限の規定が存在した場合に比べると、アメ 1+ れども、 ユ 1 П 最近アメリカでは大口有期預金利率の上 ダラー受領者にとって、 利子裁定的な目 限

よう。 で、 ٦. Ì • ダラー 預金保有の魅力は減退したといえ

パ

アメリ ユーロ・ダラー受領者によって意図されるかどうかにつ 裁定的なユーロ・ダラー預金の保有増大が、アメリカの えられる。 ては問題の残るところであろう。 カのそれを小幅ながら常時上回る傾向があると考 IJ • カ しかし、その小幅な利率の差異を追って利子 国内での大口有期預金利率の自由化にも拘ら ダラー預金利率は、 前述したような理由で

の中央当局が存在しないということについては、 れてきた。 る自由で、 を総体的に管理、 ユーロ・ダラー業務に関しては、ユーロ・バンクによ 競争的な環境がその特色であること、 規制する「最後の頼みの綱」 反面そ 前に触 として

1 1 金の保有者に不利な結果を招来する危険性をもっている。 きたこのような要因は、 んらかの理由による信用不安に見舞われる場合には、 ユーロ・ダラー ・ バ ٦. ンキングを大きく動揺させ、ユーロ・ダラー預 1 П ・ダラー制度の急速な成長が、 制度の存在の一つの動機付けをなして 一たんユーロ・ダラー制度がな = 1 ロッ ユ

て

課せられる危険を高めてきた。(2)この面からユーロ・ダラー預金は、 は うになるにつれて、ヨーロッパの主要先進国の金融当局 諸 ュ 玉 ーロ・ダラー業務に干渉や規制の度合いを強め、 の国民金融制度に対して、 強力な影響を及ぼすよ 各種の不利な条件を

ラー 金融機関に売却する傾向が強いであろう。 取り金を自国通貨表示の預金に交換するために、 係でドルの為替相場変動のリスクのカバーがユーロ・ダ 金や定期預金の形態をとること、および自国通貨との関 預金が現実の交換媒介手段として利用されず、 入れが大口預金に限定されていること、 以外の国の居住者である場合、ユーロ・ダラー預金の受 ラー預金保有の増大を渋らさせる働きをするであろう。 とその増大は、アメリカのユーロ・ダラー受領者に小幅 は合衆国ドル預金、 預金利率の差異の存在では、 ユーロ・ダラーの受領者がアメリカおよびヨーロッパ ユ 非金融機関部門の受領者は、そのユーロ・ダラー受 預金の利子裁定的な保有には必要であることからし ーロ・ダラー預金の保有に関して国内預金、 の保有に比べてのリスク要因の存在 利子裁定的なユーロ・ダ ユーロロ ت ا ・ダラー 自国 ここで ル

## (13) ユーロ・ダラー制度についての一考察

少することはいうまでもない。

の国の金融当局がユーロ・ダラーを購入する場合に

場合には、

ユーロ・ダラー

預金残高は、

その金額だけ減

10

預託先がアメリカ国内の金融機関に決定される

は 増大に組込ませるようなドルの買い支えをさせるか、 通貨の対ドル為替相場の上昇を避ける目的で外貨準備の するために外国為替市場で売却し、 ユーロ 選択を行なわねばならなくなるだろう。 その場合、 ユーロ ダラー預金の保有に向けるか、自国通貨と交換 ユーロ・ダラー ダラー を合衆国ドル預金の保有に向けるか の購入を行なった金融機関 自国金融当局に自国 の

業務的 場合には、 状では、ドルの為替相揚が安定し、先行き不安が少ない 比較、 程度介入しているか、 の大きさがどの程度であるか、 為替相場の管理されたフロート制が採用されている現 検討のなかから、 、な連携の強さがどの程度であるか、 問題の金融機関がユーロ・バンキングにどの ユーロ・ダラー制度のリスク要因 ユーロ・ダラー購入金融機関の アメリカの金融機関との などの条件の

預託先の選択が行なわれるであろう。

バ

預金保有に対する国際的な世論などによって、 は スク要因 その国の政治的判断、 への判断、 一国の金融当局 ユーロ・ダラー のユ ーロ・ダラー 制度における その預託

IJ

の居住者である場合に、 先の選択が行なわれるであろう。 ユーロ・ダラー受領者がヨーロッパの非金融機関部門 その受領者が、 그 | | |

択に関してあげてきた各種の要因、 する場合には、ユーロ・ダラー受領者は、 きなユーロ・ダラー預金の性格、 る。 預金として保有する可能が相対的に高いことは明白であ 換にユーロ・ダラーを売却するであろう。とすると、 ーのコストと不便さ、 制度のリスク要因、 しかしこの場合にも、 前述したように、 為替相場変動のリスクに対するカ ユ | ロ • 現実の交換媒介手段として不向 ユーロ・ダラー預金保有の選 ダラー預金残高は、 を受領者が厳しく評価 つまりユーロ・ダラ 自国通貨と交 ダラー

See, Robert Z. Aliber, op. cit., p. 101.

金額だけ減退することになる。

(一橋大学教授)